

令和 6 年 9 月 5 日

大阪市総務局長 吉村 公秀 様

大阪市外郭団体評価委員会

委員長 堀野 桂子

意見書

令和 6 年 8 月 28 日付け大総務第 72 号により報告のありましたクリアウォーター O S A K A 株式会社（以下「本件団体」といいます。）に係る変更された中期計画（以下「本件計画」といいます。）の内容について、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第 13 条第 9 項の規定に基づき、次のとおり意見を述べます。

記

本件計画は、令和 5 年度の財務運営の実績に係る経営評価を踏まえ、物価高騰による影響及びウォーター PPP による事業展開の加速を盛り込むため作成されたものである。

本委員会において、本件計画作成の基となった経営評価における本件団体の収益構造について聴取したところ、本件団体の事業収益の大部分を占める大阪市下水道施設包括的管理業務は利益率が低く、経費削減や効率化等により利益を生み出すとのことであり、今後の本件団体の経営においては、府域にとどまらない広域事業の推進による利益確保が重要であるとのことである。また、広域事業を推進するにあたり、ウォーター PPP は自治体側の需要を喚起する作用が期待できるとのことである。

現在、中期目標に掲げている運営支援件数については、中期目標期間の途中である今年度中に達成見込みであることから、所管所属において中期目標の見直しを検討中であるとのことであるが、見直しにあたっては、ウォーター PPP による影響に加えて、市域外業務の売上高及び利益率が低い現状を踏まえ、収益構造改善の観点からも検討が必要である。

また、中期計画は、中期目標を達成するための計画として所管所属長が外郭団体に作成を求めるものである。所管所属は、総務局長意見を受け本件団体と中期計画変更を協議中であるとのことであるが、中期目標の適切な見直しを前提として、本件団体の財政基盤の確保という観点から必要な対象事業活動を検討し、対象事業活動の実績を客観的に評価できる適切な指標及び目標を設定するよう協議されたい。